

平24年6月5日

加賀市医療提供体制推進委員会 看護師養成部会 の検討状況について（中間報告）（案）

当部会に与えられた検討課題のうち、統合新病院建設基本計画に盛り込む必要性から、加賀市医療提供体制基本構想において継続検討事項となっている看護師養成所の運営及び統合新病院への併設を中心に検討し、その状況を次のとおり取りまとめたので報告する。

＜看護師養成部会の検討課題＞

- 加賀市における看護師養成及び確保の方策について
- 統合新病院への看護師養成所の併設について

1. 加賀市の看護学校の現状及び課題

（1）現状

- ・加賀看護学校の卒業生の市内就職実績は、定員30人に対して例年10人未満となっている。（平成23年度の卒業生15名のうち、9名が市内、6名が市外に就職している。）
- ・学生の確保については、例年定員数の2倍が受験され、毎年30名程度の学生が入学している。（卒業後、市内就職が期待できる地元出身者の割合は半数程度。）
- ・加賀看護学校は、学費（入学金）や国からの交付税措置などの収入により運営しているが、職員の退職金等の影響もあり、近年は5,000千円～20,000千円程度の一般会計からの税負担を行っている。
- ・加賀看護学校建物は平成5～6年度に建設しており、建設時の市債の未償還残高（残債）が残っている。（平成27年度末144百万円）

（2）課題

- ・18歳人口は今後も減少していく見込みであり、平成33年度には600人を切るなかで、学生を確保しなければならない。
- ・卒業生の市内就職率を上げる必要があるのではないか。
- ・一般会計からの税負担を行う以上、運営の効率化を図る必要があるのではないか。
- ・統合新病院に併設して新築する場合は、現建物の取扱いや残債の繰上げ償還が必要となる。加賀市民病院が移転統合することは決定しており、看護学校を含

めて移転した場合は、加賀市民病院建物の残債（平成27年度末2,305百万円）の繰上げ償還も必要となる。

2. 部会としての意見

（1）看護師養成所の存続について

加賀看護学校の卒業生の市内就職については芳しくない状況が見受けられるものの、近年加賀市民病院に就職している看護師のほとんどが加賀看護学校の卒業生であり、山中温泉医療センターは付属看護学校が閉校になってから看護師の確保に苦慮している状況がある。

看護学校を閉鎖した場合、看護師の代替確保策は考えにくく、看護師養成所は、加賀市において医療の一翼を担う重要な高等教育機関として統合新病院建設後も引き続き存続させるべき。

（2）看護師養成所の運営について

一般会計からの財政負担等を考慮すれば、市内医療機関への看護師供給の向上を図り、かつ効率的な運営が求められる。

部会においては、効率的な運営について次のような提案・検討があった。

- ・現在県内で最小である定員数30人を36人から40人程度まで増加させることで、市内医療機関への看護師の供給増が見込まれるのではないか。また収入（学費等）についても増加させ、一般財源負担を減少させることができるのではないか。（36人までであれば現看護学校建物で対応できる見込み。）
- ・少子化、高学歴志向を考慮し将来の大学化を検討すべきではないか。
- ・運営主体の民営化については、公立であることでの学生確保などのメリットを鑑み、慎重であるべきという意見が多かった。

（3）看護師養成所の統合新病院への併設について

現在の加賀看護学校は加賀市民病院に併設されていることから、病院勤務医が講師を勤めやすく、また学生も現場実習を受けやすい環境にある。

講師の負担や学生の実習等の効率性を考慮すると、加賀市民病院が統合移転した場合でも、統合新病院に併設して看護師養成所を整備し、病院と一体的な運営を行うことが望ましい。

しかしながら、現加賀市民病院建物及び看護学校建物には20億円を超える残債があり、統合新病院の建設と同時に加賀看護学校も移転することで、一括して

繰上げ償還を行わなければならないおそれがある。

現市民病院建物を看護学校として活用することで、繰上げ償還については猶予される見込みであるため、大部分の残債の償還が終了する平成37年度（統合新病院開院から10年間）までを目途として、加賀看護学校を現在地で継続運営することはやむを得ないものと考えるが、出来る限り早期に併設して整備を行うものとする。

	講師の負担・学生の 実習、研修	建築費用	残債
新病院に併設 (統合新病院の開院と同 時期に)	移動時間が短く効率的	病院事業債以外の有利な 財源が活用できる可能性 がある	繰上償還が必要
新病院に併設 (残債の返済が終了時に)	移動負担の増加 →移転時に解消	通常の病院事業債を活用	移転時には返済は終了し ている
現在地で継続運営	移動負担の増加	現有建物を活用するため、 かからない	繰上償還は発生しない

（4）その他看護師養成所の運営等に関して配慮すべき事項

- ・加賀看護学校を現在地で存続させる場合は、病院と離れた立地での運営を行っている看護師養成所等の事例を参考とし、学生・講師の負担が少なくなるようできる限りの配慮を行うべき。
- ・統合新病院の建設計画においては、将来の看護学校の整備を考慮し、看護師養成所の建設場所等を確保した配置計画とする。
- ・加賀市民病院の残債については、看護学校以外の活用方法であっても、繰上げ償還の猶予が承認される可能性がある。別途行われる跡地活用方法の検討結果によっては、加賀看護学校を移転しても残債の繰り上げ償還が猶予される可能性があるため、その場合は、残債の償還終了を待たずに前倒しで併設整備を行うべき。

（5）看護師確保の施策について

質の高い看護師を確保するため、看護師養成所の運営以外の看護師確保の施策について、継続して検討を行うものとする。

部会においては、看護師確保について次のような提案があった。

- ① パートナーシップ・ナーシングシステムの導入
- ② 奨学金のあり方の検討
- ③ 大学あるいは加賀市内の病院との人事交流
- ④ 教育環境、働く環境の整備

3. 経過

第1回会議（平成24年4月12日）

- ・加賀市における看護学校の現状を取り巻く環境についてフリートーク

第2回会議（平成24年5月10日）

- ・第1回会議の意見を整理したうえで、統合新病院を中心とした看護学校の存続および移転について議論

第3回会議（平成24年6月5日）

- ・看護学校の統合新病院との併設について議論
- ・部会報告の中間とりまとめ